

部員各位

平成二十六年十月十一日
法学部法律学科一年 岩田弘雪

古代の天皇

- 目次
- 一、初めに
 - 二、神武天皇
 - 三、欠史八代
 - 四、崇神天皇から応神天皇まで
 - 五、雄略天皇
 - 六、終わりに
 - 七、参考・引用文献

一、初めに

日本史の教科書を思い出してほしい。そこには旧石器時代から現代まで、連続と続く日本の歴史が記されている筈だ。ここで幾つか問を投げ掛けたい。鎌倉幕府の初代将軍は誰か。室町幕府の初代将軍は誰か。江戸幕府の初代将軍は誰か。初代内閣総理大臣は誰か。少しでも日本史を齧ったことがあるならば、この問に回答することは難儀ではないと思う。

では、もう一つ。日本史に登場する最初の天皇は誰か。これに間髪を容れずに回答できる者は、恐らくその前の問よりも少ないことだろう。無理もない。天皇の歴史について、日本史は曖昧だからだ。本来、日本史と並立する筈の天皇の歴史は、その実在性の証左が不確かであるために、歴史として教科書で扱うことを遠慮されがちだ。

しかし、存在の証明が難解を極めるからといって研究が行われていないわけでは

ない。寧ろ、戦後の日本では戦前まで禁忌とされてきた皇室に関する研究が積極的に行われてきた。文献に記された先人達の思いを読み解き、遺物に刻まれた銘文から太古の歴史の残り香を嗅ぎ取り、少しずつ太古の歴史は明らかになっているのである。今日はそのような教科書に明記されることのない「古代の天皇」についてお話したい。

二、神武天皇

初代天皇は誰かといえば、それは神武天皇である。これは『古事記』『日本書紀』に記述されており、我が国の建国記念の日もこの神武天皇の即位日に合わせて設定されている。しかし、日本史の教科書では神武天皇についての記述は一切なく、日本の歴史は縄文・弥生時代等の考古学的な時代を除けば邪馬台国の卑弥呼、倭の五王から始まっている。この理由は至極簡単なものであり、歴史学の原則に基づいたからである。確かに神武天皇の記述は『古事記』『日本書紀』に存在するが、この二冊『記紀』は六世紀前半に『帝紀』『旧辞』をもとに作られた後世の文献なのである。歴史学の原則として、我々は最も信頼の置ける史料から歴史を再構成しなければならない。最も信頼の置けるとは、同時代に記された史料である。ここでは、私は歴史学の原則を尊重し、あくまで歴史という観点から「天皇がいつから存在したのか」について述べていきたい。

ではまず先に述べた初代天皇である神武天皇について見てみたい。神武天皇は鵜葺草葺不合尊（ウガヤフキアエズノミコト）と玉依姫（タマヨリヒメ）の間に四男として生まれた。その後、神武天皇四十五歳の時に、東に良い土地があると聞き及んで、神武天皇は兄弟ら三人とともに日向を発ち、東へと向かった。これが神武天皇による東征である。この結果、大和の地、橿原に宮を造り、以後一二五代に亘る天皇の歴史が幕を開けるのである。

神武天皇の存在性については三つほどの考え方が挙げられる。一つは、神武天皇は史実であり、存在したという考え方。二つは、神武天皇は存在した確たる証拠はないが、何らかの史実に基づいているという考え方。三つは、神武天皇は虚構であり、存在しないという考え方である。

まず一つ目の考え方は、学会では通説として罷り通らない。なぜなら神武天皇の存在を裏付ける証拠が『記紀』のみであり、更には『記紀』の中にはそのまま鵜呑みにはできないような内容も記されているからである。例えば、年齢である。神武天皇は百二十七歳で崩御したことになっているが、これは常識から考えれば不可思議な記述である。二つ目の考え方も現在の学会では通説でない。その理由は神武天皇後の第二代から第九代までの天皇の存在性に関連している（これについては後に述べるので、ここでは割愛させていただく）。

では、現在学会では神武天皇に関して、どのように考えられているのか。一つとして、「モデル論」という説が存在する。これは、神武天皇は実在しないが、神武天皇の偉業として残された記述は何らかの史実に基づいているという説である。つまり、神武天皇の実在性は低いものの、神武天皇が存在しなかったといえるだけの確たる史料も乏しいため、実在しなかったとは言い切れないのが現在の学会の通説なのである。

三、欠史八代

神武天皇の崩御後、続けて天皇が第二代綏靖（すいぜい）天皇から第九代開化（かいか）天皇まで即位していくことになる。これら八代の天皇群は「欠史八代」と呼ばれる。読んで字の如く、歴史が欠けた天皇なのである。歴史が欠けているとはどういうことだろうか。それを説明する前に、まず『記紀』のもととなった『帝紀』と『旧辞』がどのような書物であったかを知らなくてはならない。『帝紀』というのは歴代天皇に関する事跡や系譜を簡単に記したものであり、『旧辞』とはその事績といった物語部分を中心に記したものである。欠史八代の天皇は『帝紀』に記されている皇后、皇子女、皇居、治世年、寿命だけが記されており、『旧辞』による筈の事績についての部分が一切欠けている。これが欠史八代と呼ばれる所以の一つである。

もう一つの所以は、崩年干支の有無である。崩年干支とは天皇の崩御した干支と月日のことだ。

「天皇の御歳、壹佰陸拾捌歳。戊寅年十二月崩りましき。御陵は山辺道の勾の崗の上に在り」

これは崇神天皇の崩年干支の例である。このように歴代天皇には崩年干支が記されていることが多いのだが、前述した欠史八代の天皇にはこの崩年干支が記されていないのである。これが欠史八代と呼ばれる二つ目の所以であるのだが、この崩年干支の有無だけで天皇の実在性は決定されない。あくまで、一つ目に述べた具体的な事績の欠失と合わせて、その実在性が疑われているのである。崩年干支が存在しない歴代天皇の中には、確実に実在が証明されている宣化天皇や欽明天皇等の天皇も含まれているからである。

これらのことから、欠史八代の天皇は実在が非常に疑わしいのだが、実在しないのならば何故このような天皇の存在が記されたのか。これを説明するためには神武天皇にまで、具体的には神武天皇が即位した年が何故紀元前六六〇年なのかという

ことにまで遡る必要がある。

何故神武天皇即位が紀元前六六〇年であることを説明するにあたって、讖緯説というものをお話ししなければならない。讖緯説とは中国の予言説であり、これに基づいた辛酉革命という予言説が存在する。その名の通り、辛酉の年には革命が起こるという予言説である。

以上のことを踏まえた上で、何故紀元前六六〇年が神武天皇即位、つまり日本建国の年となったのかを説明していきたい。

まず天皇の歴史を編纂するにあたって、何時初代天皇が即位したのかというのは非常に重要な事柄である。建国の祖が何の変哲もない日に即位したのでは示しがつかないからである。古人たちが初代天皇の即位した日に何らかの意味付けをしようとするのは自然なことであり、それを定めるにあたって辛酉革命の概念が利用されたのである。

起点となった年は推古九年、紀元六〇一年だ。

この年は、聖徳太子が造営を始めた年でもあり、この三年後には十七条の憲法が制定されており、まさに新たな国作りが始められた年と考えても差し支えないだろう。この年に辛酉革命の概念を当てはめて考えると、まず辛酉というのは六十干支の一つであり、干支は一年刻みなので、六十年を周期として回っていると考えることができる。更にここに讖緯説の中に存在する、「蓊」という考えを加える。蓊とは六十干支が二十一周することで更に大きな周期をなすという考えである。ここで一つの計算式を立ててみる。

$$60 \text{ 年} \times 21 \text{ 周} = 1260 \text{ 年}$$

この計算で導き出された数字を西暦六〇一年から引いてみる、つまり遡ってみると次のようになる。

$$\text{紀元 } 601 \text{ 年} - 1260 \text{ 年} = \text{紀元前 } 660 \text{ 年}$$

つまり、起点となる紀元六〇一年から一蓊遡った辛酉の年、革命が起きるとされている年は紀元前六六〇年であると導き出すことができるのである。ここでいう革命とは大きな異変が起こるといふ異であるから、紀元前六六〇年に起こる異変、すなわち日本の建国を意味するのである。

ここまでで、何故紀元前六六〇年が神武天皇即位の年となったのかお解りいただけたことと思う。

では、次にこのことが何故実在性の薄い欠史八代の天皇が『記紀』に記される理由となったのかについて説明したい。

まず、紀元前六六〇年が日本にとってどのような時代であったかを考えてもらいたい。当時、日本はまだ縄文時代であって王権が誕生する余地は存在しなかった。つまり、天皇の誕生は考えられないのである。紀元前六六〇年を神武天皇即位の日とした当時の人々も縄文時代という概念は知らないはずだが、それでもあまりにも昔のことであるため、辻褄が合わないということは理解していたのだろう。

そこで、神武天皇から当時に至るまでの空白期間を埋め合わせるために、欠史八代の天皇を作り上げたのだと思われる。そう考えれば、神武天皇を含めた古代天皇の異様に長い寿命も空白期間を埋めるために延長させられたものであるという考えに行き着くのは容易であろう。

以上のことから、欠史八代の天皇の実在性は非常に薄いため、その前に存在したとされる神武天皇に関しても、実在が前提とされる必要がなくなり、学会ではこれら九代の天皇に関してはその存在の可能性が低いものとみなされているのである。

四、崇神天皇から応神天皇まで

次に欠史八代の天皇の後に即位したとされる第十代崇神天皇について見ていきたい。崇神天皇は歴史上、実在性が見込まれる最初の天皇でもある。その理由は主に二つあるのだが、まず一つ目の『旧辞』的内容の有無について述べたい。

『旧辞』的内容とは、欠史八代の天皇の部分でも触れたが、要するにその天皇がなした事績の具体的な記述のことである。欠史八代の天皇にはこれが一切見られないため、その実在性が薄いことを先述したが、それとはうって変わって崇神天皇の事績に関しては非常に事細かに記述が残っているのだ。これが『記紀』から読み取れる崇神天皇の実在の一つの証拠となる。

次に二つ目の理由について述べたい。しかし、その前に「諡号論」という考え方を説明する必要がある。(資料一を参考)

諡号とは、天皇の名前——このうち和風のものを和風諡号といい、漢字二文字のものを漢風諡号という——であり、諡号論とは天皇の名前からその実在性を推定していく考え方である。

この考え方をもとに崇神天皇及び、その次の垂仁天皇の和風諡号を見ていくと、崇神天皇は「ミマキイリヒコイニエ」、垂仁天皇は「イクメイリヒコイサチ」と実名だと思われる名前である。前述した『旧辞』的内容と合わせて考えれば、これら二代の天皇は実在していたのではないかと見込まれるのである。

では、実在する最古の天皇は崇神天皇という結論に至るのか。確かにその説を支持する学者もいるが、問題点がある。それはその後の系譜についてである。

垂仁天皇の後に、三代の天皇が続くが、これらの和風諡号を見てみると、景行天

皇「オホタラシヒコオシロワケ」、成務天皇「ワカタラシヒコ」、仲哀天皇「タラシナカツヒコ」とあるように、「タラシヒコ」という単語が並ぶのである。これらが何を意味するのか。時代を進め、第三十四代舒明天皇と第三十五代皇極天皇の和風諡号を見てみると、舒明天皇「オキナガタラシヒヒロヌカ」、皇極天皇「アメトヨタカライカシヒタラシヒメ」のように、タラシヒコ、タラシヒメを共通させている。更に、『隋書』倭国伝には、

「倭王、姓は阿每（アメ）、字は多利思比孤（タリヒシコ）」

「大業三年、其の王多利比思孤（タリヒシコ）、使を遣わして朝貢す」

とあるように、六世紀末から七世紀初頭に、天皇が天タラシヒコと呼ばれていたことがわかる。こうした事実から、垂仁後の三代の諡号が推古朝以後に作られたと推定することができるのだ。更に、成務天皇と仲哀天皇の諡号からタラシヒコを除くと、「ワカ」「ナカツ」といった普通名詞しか残らず、その実在性は薄いと思われる。

次に、その実在性が怪しまれる三代天皇の後に即位したとされる第十五代応神天皇について見てみると、その諡号は「ホムタワケ」と素朴な名前であり、実在性があると思われる。これ以降、第二十六代継体天皇まで素朴な名前が続く。では応神天皇が最古の実在する天皇と確信を持って言えるのかといえば、そうではない。崇神天皇、垂仁天皇に見られた「イリヒコ」という単語が、応神以降の天皇に全く見られないのである。つまり、ここでそもそも王朝の連続性が疑われるのだ。実際に王朝交代論を提唱する学者も存在した。皇統の系譜は幾つも予想されているが、確実なもの一つもなく、崇神天皇や応神天皇の実在性は認められても、その確たる連続性を見出すことはできない。しかも、その後応神天皇の子孫たちの系譜は途絶え、応神天皇の四代孫である継体天皇が第二十六代天皇として、皇位を継承している。この時、継体天皇は大和に入るまでかなり時間をかけている。それはつまり、継体天皇の皇位継承を是としない勢力が存在しており、これらとの争いを繰り広げた上で、即位を果たしたという史実が存在したからとも考えられる。

結論を述べると、崇神天皇や応神天皇の実在は十分見込まれるが、その系譜が現代の天皇にまで続くものであると言い切れるだけの証拠はない。我々が万世一系として認識できる天皇は第二十六代継体天皇であるというのが、最も可能性の高い学説である。

五、雄略天皇

前述したように、確かな皇統の連続性が確認できる天皇は第二十六代継体天皇である。では、日本史上で確かに実在したと考えられる最古の天皇は誰か。それは継体天皇ではない。

「讚死して、弟珍立つ」

「済死して世子興遣使して貢献す」

「興死して、弟武立つ」

日本史を履修した方なら、この三つの文言に覚えがあるかもしれない。これらは『宋書』倭国伝に記されている倭の五王の続柄についての記述だ。

最初に述べたように、歴史学において最も重要なのは同時代に記された史料である。したがって、当時記されたこの『宋書』倭国伝は天皇の歴史を紐解く貴重な史料と成り得る。

しかし、この文言には一つ問題点がある。それは珍と済の間の続柄が明記されていないことである。ここに済と珍の間には血縁関係が存在しないのではないかという疑念が生じてしまうのである。では、この疑念を解消するために、次の文言をご覧いただきたい。

「倭讚、万里貢を修む。遠誠、宜しく甄すべく、除授を賜ふべし」

これは高祖永初二年の詔である。ここに登場する倭讚とは倭国の讚という意味にも取れるが、別の文言を参照してみると、

「倭隋等十三人を平西・征虜・冠軍・輔国將軍号に除正せんことを求む」

ここに登場する倭隋とは人名であり、倭は姓である。当時、百済王族の姓は「余」で、高句麗は「高」であったことから、日本は当時中国的な姓を中心とする冊封体制の中に組み込まれていたことがわかる。倭の五王のうち、最初に登場する讚には姓である倭が付けられ、後の四人には付けられていないことから、讚以下の四王が同じ倭姓であり、王族またはその一族であるとわかるわけだ。

つまりこの時代、日本には世襲制によって成り立つ王朝が確かに存在していたと

いうことになる。では、この倭の五王と天皇家の関係をどのように結びつけることができるのだろうか。

倭の五王と天皇の関係を推定するのに、非常に重要な史料があるので、まずはそれをご覧ください。

「封国は偏遠にして、藩を外に作す。昔より祖禰みずから甲冑を擯き、山川を跋涉し、寧処に違あらず。東のかた毛人を征すること五十五国、西のかた衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐること九十五国、王道融泰にして、土を廓き畿を遐にす。累葉朝宗にして歳に愆らず。臣、下愚なりと雖も、忝なくも先緒を胤ぎ、総ぶる所を驅率し、天極に帰崇し、道は百濟を遥て、船舫を装治す」

これは倭の五王のうち、武王が中国に対して、自らの功績を挙げて官爵を求めた文章である。

重要なのは、これが何時のものであるかだ。この上表文が遣わされたのは宋代の昇明二年、紀元四七八年のことである。この年号を覚えておいてほしい。

次に日本にも目を向けたい。昭和四十三年に埼玉県の新井古墳で鉄剣が出土した。この鉄剣には銘文が刻まれており、それが以下のものである。

「辛亥の年七月中、記す。ヲワケの臣。上祖、名はオホヒコ。其の児タカリのスクネ。其の児、名はテヨカリワケ。其の児、名はタカヒシワケ。其の児、名はタサキワケ。其の児、名はハテヒ。其の児、名はカサヒヨ。其の児、名はヲワケの臣。世々、杖刀人の首と為り、奉事し来り今に至る。獲加多支鹵（ワカタケル）大王の寺、シキの宮に在る時、吾、天下を左治し、此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根源を記すなり」

注目したいのは後半に登場するワカタケル大王という人名だ。このワカタケル大王が倭を統治していたことが確実な時期とは、鉄剣にも記されている辛亥の年である。この辛亥の年が何時にあたるのかというと、それは紀元四七一年か、五三一年である。ここでもう一度、先ほどの上表文が遣わされた年を思い出してほしい。それは紀元四七八年のことである。つまり、ワカタケル大王が倭を治めていた四七一年と、上表文が遣わされた四七八年はほぼ同時期であり、ワカタケル大王と倭王武は同一人物と考えられるのである。

更に『日本書紀』の記述にも注目したい。『日本書紀』には「大泊瀬幼武（オオハツセノワカタケ）天皇」という天皇が存在するのだが、これは漢風諡号でいう第二十一代雄略天皇のことである。そして、オオハツセノワカタケという名からわかるように、この人物はワカタケルと同一人物であると推定することが可能なのである。

つまり、我々が歴史上において、初めて存在が確認できる天皇とは、倭王武＝ワカタケル大王＝第二十一代雄略天皇であるということが出来るのだ。

では、歴史上確かに実在したと言える雄略天皇が、その後の日本史においてどのような役割を果たすことになったのかについて、説明していきたい。

雄略天皇期は日本という国家における画期だったと言える。それが示されているのが以下の文である。

「天の下治らしめしワカタケル大王の世、典曹に奉事せし人、名はムリテ、八月中、大鉄斧を用ゐ、四尺の延刀を并はす。八十たび練り、九十たび振つ。三寸上好の刊刀なり。此の刀を服する者は、長寿にして、子孫洋々、○恩を得るなり。其の総ぶる所を失はず。刀を作る者、名はイタワ、書する者は張安なり」

注目すべきはワカタケル大王の世に天下を治めていたという最初の部分である。ここに登場する天下という言葉は当然倭国を指すのではあるが、国際的には少々を意味合いが異なる。中国を中心とした冊封体制が当時の東アジア情勢である。すなわち、中国が宗主国であり、周辺国はその臣として各地域の支配の正当性を認めてもらっていたのである。日本もこの例外に漏れず、朝貢を度々行い、官爵を要求していた。そのような中国を中心とする冊封体制下における、「天下」とは中国の天子が治める世界であり、決して属国が使用していい言葉ではなかった。もし、属国が自国の領域を天下としたならば、その天下を治める王は天子であり、同時に二人の天子が存在することになってしまう。天子が二人存在するということは、易姓革命を意味し、中国がそれを許容する筈がないのである。

それにも関わらず、雄略天皇は天下をという言葉を使用したのである。恐らくこれは国内に向けて自身の王権を強調したものであって、対外的な意味合いはそれほど強くないのであろうが、それでも自身の治める領域を天下として定めたことには大きな歴史的意義があるのである。

では天下を治めた雄略天皇はどのような立場から統治を行ったのか。

その手がかりとなる資料として、先ほども引用した稲荷山古墳出土の鉄剣の銘文をもう一度見ていただきたい。銘文にはワワケの臣という一族の系譜が記されている。何故、ここにワワケの臣の系譜が記される必要があったのか。それは銘文からわかるように、「吾が奉事の根源を記すなり」という文言に尽きる。つまり、自らの地位の正当性を証明するために、代々天皇家に仕えてきたという系譜を作る必要性があったのである。

この必要性を理解するためには、氏の仕組みについて理解しなければならない。氏とは姓を天皇から賜って、特定の職掌を引き受ける血統集団のことをいう。一つの氏に属する人々は、代々職掌を継承していくこと、つまり祖の名を負っていくこ

とによって、その規範意識を高めていた。自分の氏の祖が天皇に仕えていたのだから、その子孫もその名を負って天皇に仕え、何らかの職掌を持つという特別な地位を正当化してきたのである。

祖の名には靈的な意味が込められている。万葉集で、大伴家持は神代と同質の名が連綿と受け継がれていると述べているように、祖の靈威を名とともに受け継ぐということは祖が受け持った政治的地位を受け継ぐということに直結しているのである。

この時代の鉄剣に祖の系譜が刻まれていたということは雄略天皇期に氏が成立していたことを証明している。もちろん代々天皇に仕えてきたということを系譜に現すためには、祖の時代から天皇とともにあったということにしなければならない。そのため、それぞれの氏は始祖を天皇の系譜の中に位置づける必要が生まれ、ここに王権と一体となった氏が誕生するのである。

これによって、氏は天皇の系譜に自身の政治的地位を位置づけ、天皇は彼ら氏の祖に姓を賜い、自身の支配の政治的秩序に組み込むことができるのである。

更に、雄略朝において、「天下」という言葉が示す通り、天皇の支配が非常に強く全国に及ぶようになったという点でも画期といえるだろう。『日本書紀』の中には、吉備氏という岡山から広島瀬戸内海沿岸にかけて勢力を持っていた豪族の記録が存在するが、雄略天皇の勢力と争い、その勢力を弱めたことが記されている。もちろんこれは『日本書紀』の中の物語であり、どこまで史実に忠実であるのかは不明だ。しかし、事実として吉備国には巨大な古墳が築かれていた時期があり、それが丁度雄略天皇期を境に見られなくなるということから、実際に雄略天皇の勢力が増し、周辺の豪族を圧倒し、天下を治めたということが言えるのである。

六、終わりに

古代、まだ日本に記録を書物として残すことのできなかつた時代のことについては依然として謎が多くある。古代天皇についてもそれは同じであり、その実在を絶対とすることは不可能であろう。それでも、発掘された遺物から我々は古代の息吹を感じることができる。そして、そういった遺物は我々に必ず史実の断片を囁いてくれるのである。

温故知新、と先人はよく言ったものだ。今回の勉強会で私が伝えたいのはまさにこの言葉である。雄辯部の一員として、様々な問題に取り組む以上、知識や理解を深めていくことは必須である。そんな時に、物事の根源を見つめることは物事の新たな全体像を掴むうえで非常に重要な役割を果たしてくれる。もし今後の取り組みにあたって、この考えが少しでも頭の片隅に残ってくれていたのなら、発表者と

して幸いである。

七、参考・引用文献

- ・ 大津透著『天皇の歴史 01 神話から歴史へ』平成二十二年講談社出版
- ・ 『古事記』
- ・ 『隋書』倭国伝
- ・ 『宋書』夷蛮伝
- ・ 埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘文
- ・ 熊本県江田船山古墳出土鉄剣

資料一

記紀の代数	漢風諡号	和風諡号
1	神武	カムヤマトイワレヒコ
2	綏靖	カムヌナカハミミ
3	安寧	シキツヒコタマテミ
4	懿徳	オホヤマトヒコスキトモ
5	孝昭	ミマツヒコカエシネ
6	孝安	ヤマトタラシヒコクニオシヒト
7	孝霊	オホヤマトネコヒコフトニ
8	孝元	オホヤマトネコヒコクニクル
9	開化	ワカヤマトネコヒコオホヒヒ
10	崇神	ミマキイリヒコイニエ
11	垂仁	イクメイリヒコイサチ
12	景行	オホタラシヒコオシロワケ
13	成務	ワカタラシヒコ
14	仲哀	タラシナカツヒコ
15	応神	ホムタ（ホムダワケ）
16	仁徳	オホサザキ
17	履中	イザホワケ
18	反正	ミツハワケ
19	允恭	ヲアサヅマワクゴノスクネ
20	安康	アナホ

21	雄略	オホハツセノワカタケル
22	清寧	シラカノタケヒロクニオシワカヤマトネコ
23	顕宗	ヲケ
24	仁賢	オケ
25	武烈	ヲハツセノワカサザキ
26	繼体	ヲホド
27	安閑	ヒロクニオシタケカナヒ
28	宣化	タケヲヒロクニオシタテ
29	欽明	アメクニオシハラキヒロニハ
30	敏達	ヌナクラノフトタマシキ
31	用明	タチバナノトヨヒ
32	崇峻	ハツセベ
33	推古	トヨミケカシキヤヒメ
34	舒明	オキナガタラシヒヒロヌカ
35	皇極	アメトヨタカライカシヒタラシヒメ
36	孝徳	アメヨロヅトヨヒ
37	斉明	アメトヨタカライカシヒタラシヒメ
38	天智	アメミコトヒラカスワケ
39	弘文	
40	天武	アマノヌナハラオキノマヒト
41	持統	オホヤマトネコアメノヒロノヒメ
42	文武	ヤマトネコトヨオヲヂ
43	元明	ヤマトネコアマツミシロトヨクニナリヒメ
44	元正	ヤマトネコタカミツキヨタラシヒメ